

第 782 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 7 年 1 月 14 日（火） 1 1 時 0 0 分～

2. 場 所 横浜税関 本関 7 階 大会議室

3. 議 題

【議題 1】「輸入申告項目の追加(令和7年10月12日施行)に係る税関ホームページ掲載Q & Aの更新について」 【資料 1】 【資料 2】

（業務部 通関総括第 1 部門 阿部 統括審査官）

【議題 2】「「大麻取締法」及び「麻薬及び向精神薬取締法」の改正について」 【資料 3】

【議題 3】「関税法基本通達の改正について（他法令関係）」 【資料 4】

（業務部 通関総括第 3 部門 下山田 統括審査官）

4. 事務局からの連絡事項等

次回第 783 回通関協議会は、2 月 12 日(水)11:00 の開催を予定しています。場所は未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

令和6年12月13日更新

輸入申告項目の追加（令和7年10月施行関係）

【Q & A】

1. 運送先の所在地・名称
2. 通信販売貨物に該当するか否か
3. プラットフォームの名称等

令和6年11月

関税局業務課

－ 更新履歴 －

日 付	内 容
令和6年12月13日	問1－7、1－8、3－3を追加。問3－2を更新。問番号を変更。

－ 目 次 －

1. 運送先の所在地・名称	- 1 -
(問1－1) 「運送先」とは、具体的にどの場所について申告すれば良いですか。	- 1 -
(問1－2) 「運送先」は、どのような場合に申告が必要ですか。	- 1 -
(問1－3) NACCSでは「運送先」をどのように申告すれば良いですか。	- 2 -
(問1－4) 運送先が複数ある場合に提出する運送先の一覧は、所定の様式を使用しなければなりません。	- 2 -
(問1－5) 輸入申告時点で、運送先が1か所に確定していないものの、複数の運送先のうちのいずれかに運送することは決まっている場合、その運送先の候補を全て申告することとしても良いですか。	- 3 -
(問1－6) 運送先の申告に当たっては、運送契約に関する書類を必ず提出する必要がありますか。	- 3 -
(問1－7) 貨物の運送先と輸入者の住所が同じ場合においては、貨物の運送先を（別途）申告する必要はないとされています。この場合においても、貨物の運送先を共通部に入力して申告することはできますか。	- 3 -
(問1－8) 運送先が複数ある場合において、共通部に入力する主たる貨物の運送先1か所について、所定の様式により提出する運送先の一覧にも（重複して）記載することはできますか。	- 4 -
2. 通信販売貨物に該当するか否か	- 4 -
(問2－1) 「通信販売貨物に該当するか否か」については、どのように申告すれば良いですか。	- 4 -
(問2－2) 「通信販売貨物」とは具体的にどういう貨物ですか。個人が購入する貨物に限られますか。	- 4 -
(問2－3) 「FS」や「FS利用貨物」とは何ですか。通信販売貨物とは異なりますか。	- 5 -
(問2－4) 通信販売により輸入した後で、FSを利用して国内販売される貨物は、輸入申告に際して「通信販売貨物」と「FS利用貨物」のいずれとして申告すれば良いですか。	- 5 -

（問２－５）「ＦＳ利用貨物」と「その他の貨物」の違いは何ですか。	- 5 -
3. プラットフォームの名称等	- 6 -
（問３－１）「プラットフォーム」とは、いわゆる通販サイトのことですか。	- 6 -
（問３－２）ＮＡＣＣＳでは「プラットフォームの名称等」をどのように申告すれば良い ですか。	- 6 -
（問３－３）プラットフォームのコードは、どのような体系のコードですか。	- 7 -
（問３－４）プラットフォームの「名称等」とは何ですか。	- 7 -
（問３－５）複数のプラットフォームに係る貨物を取りまとめて輸入申告する場合、「プ ラットフォームの名称等」はどのように申告すれば良いですか。	- 8 -

1. 運送先の所在地・名称

(問1-1)「運送先」とは、具体的にどの場所について申告すれば良いですか。

- 「運送先」は、輸入申告時点の貨物の運送契約に基づく、輸入許可後の国内運送先をいいます。
- 一の貨物について経由地がある場合には、最後の運送先となります。また、1申告中の複数の貨物に係る運送契約において異なる運送先が定められている場合は、それぞれの最後の運送先を全て申告いただくことになります。(具体的な申告方法は問1-3を参照ください。)
- 輸入申告では、(イ)運送先の所在地と、(ロ)運送先の名称(その運送契約により運送先において貨物の引渡しを受ける者が定められている場合にはその者の氏名又は名称)を申告してください。

(例) 運送先の名称：〇〇倉庫、△△工場

貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称：個人の氏名、□□商店(商号、屋号)

(問1-2)「運送先」は、どのような場合に申告が必要ですか。

- 全ての貨物について(通信販売貨物以外の貨物についても)申告が必要です。
- ただし、「運送先」が「輸入者の住所」と同じ場合には、運送先の所在地・名称欄への記載は不要です。
- なお、「運送先」は、輸入申告時点の貨物の運送契約に基づいて申告いただくものです。輸入申告(本申告)後に運送先に変更があった場合には、申告内容を訂正していただく必要はありません。ただし、予備申告の時点で申告した運送先が本申告時に変更があった場合には、申告内容を訂正いただく必要があります。
- 輸入申告の時点において、申告した運送先に誤りがあった場合には、運送先以外の申告項目と同様に、申告内容を訂正いただく必要があります。
- また、保税蔵置場への蔵入承認申請(IS)の際には、運送先の申告は不要ですが、保税蔵置場からの蔵出輸入申告(ISW)の際には、申告貨物に係る全ての運送先について申告が必要となります。
同様に、保税工場への移入承認申請(IM)や総合保税地域への総保入承認申請(IA)の際には、運送先の申告は不要ですが、保税工場からの移出輸入申告(IMW)や総合保税地域からの総保出輸入申告(IAC)の際には、申告貨物に係る全ての運送先について申告が必要となります。

（問１－３）NACCSでは「運送先」をどのように申告すれば良いですか。

- NACCSでは、まず運送先の識別として、１申告中の貨物に係る運送契約において
（１）運送先が定められているものの、輸入者の住所と同じ場合（C）
（２）運送先が定められていない場合（N）
（３）輸入者の住所と異なる運送先が１か所定められている場合（T）
（４）輸入者の住所と異なる運送先が２か所以上定められている場合（M）
の別に、運送場所識別欄にコードを入力いただくことになります（括弧内が、運送場所識別欄に入力いただくコード）。
- （１）・（２）の場合は、貨物の運送先を（別途）申告いただく必要はありません。
- （３）の場合には、貨物の運送先を共通部に入力してください。
- （４）の場合には、主たる貨物の運送先１か所を共通部に入力するとともに、運送先の一覧を所定の様式にてMSX業務で提出してください（簡易審査扱い（区分１）の場合も提出（原則、輸入許可後３日以内）が必要となります。）。
なお、何が「主たる貨物」かについては、合理的な判断基準（例：最も数量の多い貨物、最も価格の高い貨物等）であれば、任意の基準で「主たる貨物」を選択いただいで構いません。
- 問１－２と同様に、予備申告の時点でMSX業務により提出した運送先の一覧について、本申告時に変更があった場合には、修正した運送先の一覧をMSX業務により再提出していただく必要があります。ただし、「輸入申告番号」の末尾１桁（枝番号）が変更となっただけの場合には、MSX業務による再提出は不要です。

（問１－４）運送先が複数ある場合に提出する運送先の一覧は、所定の様式を使用しなければなりませんか。

- 運送先の一覧は、所定の様式を使用して提出してください。
- 運送先は輸入申告項目の１つであり、運送先の一覧は輸入申告書の一部という位置付けになりますので、所定の様式を使用いただく必要があります。

（問１－５）輸入申告時点で、運送先が１か所に確定していないものの、複数の運送先のうちのいずれかに運送することは決まっている場合、その運送先の候補を全て申告することとしても良いですか。

- 「運送先」は、輸入申告時点の貨物の運送契約に基づいて申告してください。
- 問の場合のほか、以下のように運送先が未定の場合には、運送先の識別を「N」としてください。
 - ・ １以上の運送先に運送する場合で、運送先の候補はいくつかあるが、運送先が１か所も確定していない場合
 - ・ １以上の運送先に運送する場合で、運送先が全て未定の場合
- 運送先が複数あり、そのうちの一部が確定しているが、一部は未定の場合には、確定している運送先に基づいて運送場所識別や運送先を入力してください。（別紙「運送先の組合せ」を参照ください）
- また、運送契約上、運送先が貨物を蔵置中の倉庫（輸入者住所とは異なる場所）までとなっている場合は、運送先の識別を「T」とした上で、当該倉庫を運送先として入力してください。（運送場所識別コードは問１－３を参照ください）

（問１－６）運送先の申告に当たっては、運送契約に関する書類を必ず提出する必要がありますか。

- 全ての輸入申告について、運送契約に関する書類をあらかじめ提出いただく必要はありませんが、税関が運送先を確認するために必要と認める場合には、当該書類を提出してください。

令和６年１２月１３日追加

（問１－７）貨物の運送先と輸入者の住所が同じ場合においては、貨物の運送先を（別途）申告する必要はないとされています。この場合においても、貨物の運送先を共通部に入力して申告することはできますか。

- 輸入者の住所と貨物の運送先が同じ場合においても、運送場所識別欄にコード（C）を入力した上で、貨物の運送先を共通部に入力して申告することができます。

（参考）NACCSにおいて、運送場所識別欄にコード（C）を入力した場合に、輸入者情報（住所・名称）の入力内容と貨物の運送先の入力内容が完全一致しないときは、エラーとなります。この完全一致については、スペースやカンマなどの位置も同じであることが必要となります。

（問1－8）運送先が複数ある場合において、共通部に入力する主たる貨物の運送先1か所について、所定の様式により提出する運送先の一覧にも（重複して）記載することはできますか。

- 運送先が複数ある場合において、共通部に入力する主たる貨物の運送先1か所については、所定の様式により提出する運送先の一覧に（重複して）記載しても、運送先の一覧に記載しなくても、いずれでも差し支えありません。

2. 通信販売貨物に該当するか否か

（問2－1）「通信販売貨物に該当するか否か」については、どのように申告すれば良いですか。

- 輸入しようとする貨物の類型について、(1)通信販売貨物／(2)F S利用貨物／(3)その他の貨物 のいずれかを選択して申告してください。

（問2－2）「通信販売貨物」とは具体的にどういう貨物ですか。個人が購入する貨物に限られますか。

- 「通信販売貨物」は、インターネット通販サイトを通じて購入された後、販売者等により外国から日本国内に宛てて発送された貨物をいいます。
- 「通信販売貨物」は、購入された後に外国から日本国内に宛てて発送された貨物であるため、外国から日本への運送中や日本到着後に売買契約が締結される貨物（F S利用貨物等）は、該当しません。
- 個人が購入する場合に限らず、法人が購入する場合も「通信販売貨物」になります。
- なお、通信販売貨物であるかどうかと、関税定率法第4条の6第2項に規定する個人使用貨物の課税価格決定の特例（いわゆる0.6掛け）の適用対象であるかどうかは、直接関係しません。

（問２－３）「ＦＳ」や「ＦＳ利用貨物」とは何ですか。通信販売貨物とは異なりますか。

- 「ＦＳ」はフルフィルメントサービスの略で、ＥＣプラットフォーム事業者（インターネット上で商取引の場を提供する事業者）等が提供する、購入者の注文受付から配送完了までの一連の業務全般（受注、倉庫保管、梱包、発送、受渡し、代金回収等）を代行するサービスをいいます。
- 「ＦＳ利用貨物」とは、輸入申告時点で売買契約が成立しておらず、ＦＳを利用して国内で販売することを予定して輸入される貨物をいいます。
- 「通信販売貨物」は、インターネット通販サイトを通じて購入された後、販売者等により外国から日本国内に宛てて発送された貨物をいいます。
- 「通信販売貨物」と「ＦＳ利用貨物」のいずれも、消費者がインターネット上で購入するという点においては同じですが、輸入申告時点において、「通信販売貨物」は海外の販売者と国内の消費者との間で売買契約が成立しているのに対し、「ＦＳ利用貨物」は成立していないという違いがあります。

（問２－４）通信販売により輸入した後で、ＦＳを利用して国内販売される貨物は、輸入申告に際して「通信販売貨物」と「ＦＳ利用貨物」のいずれとして申告すれば良いですか。

- 通信販売により購入されて（売買契約が成立して）外国から日本国内に宛てて発送された貨物が、日本国内に引き取られた後にＦＳを利用して更に国内で販売されることが予定される場合は、売買契約の成立後に輸入されているため「ＦＳ利用貨物」ではなく、「通信販売貨物」として申告してください。

（問２－５）「ＦＳ利用貨物」と「その他の貨物」の違いは何ですか。

- 「ＦＳ利用貨物」とは、輸入申告時点で売買契約が成立しておらず、ＦＳを利用して国内で販売することを予定して輸入される貨物をいいます。
- 「その他の貨物」とは、輸入貨物のうち、通信販売貨物にもＦＳ利用貨物にも該当しないものをいいます。主なものとして、従来の商業貨物（ＢｔｏＢ貨物）、個人間の貨物（ＣｔｏＣ貨物）等が考えられます。
- ① 輸入申告時点で売買契約が成立している貨物のうち「通信販売貨物」でないもの
② 輸入申告時点で売買契約が成立していないが、ＦＳを利用する予定がなく、実店舗や自社のホームページを通じて販売・発送する貨物は、「ＦＳ利用貨物」ではなく、「その他の貨物」になります。
- また、輸入後に自社倉庫に運送・保管しておき、国内販売する際に通販プラットフォームを通じて販売するが、ＦＳを利用せずに購入者に発送する予定の貨物は、「ＦＳ利用貨物」ではなく、「その他の貨物」になります。

3. プラットフォームの名称等

(問3-1)「プラットフォーム」とは、いわゆる通販サイトのことですか。

- 通信販売貨物を輸入しようとする場合には、その通信販売において利用されたプラットフォームの名称等を申告してください。
- 「プラットフォーム」には、出品・出店型プラットフォーム（いわゆる通販サイト）のほか、自社販売サイト（自社のホームページで販売する場合等）も含まれます。
 - ・出品・出店型プラットフォーム：プラットフォーム運営事業者以外の者である販売者が利用する場（いわゆる通信販売サイト）。出品型（マーケットプレイス型）か出店型（モール・テナント型）かを問いません。
 - ・自社販売サイト：サイト運営者と販売者が同一である場。自社のホームページで商品を販売する場合等。

令和6年12月13日更新（4段落目を追記）

(問3-2) NACCSでは「プラットフォームの名称等」をどのように申告すれば良いですか。

- NACCSでは、プラットフォームごとに6桁のコードを設定します。基本的に、当該コードを入力すればプラットフォームの名称等が自動で補完されることとなります。
- 申告するプラットフォームについてコードが未設定の場合は、バスケットのコード（末尾3桁が「ZZZ」のもの）を入力した上で、「プラットフォームの名称等」を入力してください。
- 各プラットフォームのコードについては、令和7年10月の施行までにリストを公表するほか、公表後も税関ホームページ等で申請を受け付け、必要に応じて追加でコードを付番していく予定です。
- なお、「プラットフォームの名称等」は通信販売貨物について必須項目となっていますが、FS利用貨物については、国内でFS利用貨物を販売するために利用予定の「プラットフォームの名称」につき任意項目としての申告をお願いします。

（問3-3）プラットフォームのコードは、どのような体系のコードですか。

- プラットフォームごとに、英数字6桁のコードを設定します。コード体系は、以下を予定しています。

1桁目：出品・出店型プラットフォーム（いわゆる通販サイト）の場合、「P」

自社販売サイトの場合、「J」

2・3桁目：プラットフォームに関する国コード（「JP」「US」「CN」等）

4～6桁目：連番3桁（「001」～）

（例）アメリカの出品・出店型プラットフォームの場合、「PUS001」

中国の自社販売サイトの場合、「JCN001」

- コードの使用状況によっては、英数字6桁の範囲内で、上記と異なるコード設定を行う可能性がありますので、ご注意ください（1桁目に「P」「J」以外の英字を使用する、4～6桁目に英字を使用する等）。

（問3-4）プラットフォームの「名称等」とは何ですか。

- 申告するプラットフォームについてコードが未設定の場合は、バスケットのコード（末尾3桁が「ZZZ」のもの）を入力した上で、「プラットフォームの名称等」を入力してください。

【輸入貨物を購入したプラットフォームが(a)出品・出店型プラットフォームであることが明らかな場合】

- 「プラットフォームの名称等」として、基本的に、通信販売において利用されたウェブサイト（購入ボタンを押したページ）上に表示される名称を申告してください。
当該名称は、下記①のほか、②であっても構いません。

①ウェブサイトの利用規約等で定める正式名称

②ウェブサイトの購入ページに表示される（正式名称と一致しない）呼称

【輸入貨物を購入したプラットフォームが(b)自社販売サイトであることが明らかな場合】
又は

【輸入貨物を購入したプラットフォームが(a)出品・出店型プラットフォームなのか(b)自社販売サイトなのか明らかなでない場合】

- 「プラットフォームの名称等」として、通信販売において利用されたウェブサイト（購入ボタンを押したページ）上に表示される名称（下記①若しくは②）か、又は、下記③若しくは④のいずれかを申告してください。

①ウェブサイトの利用規約等で定める正式名称

②ウェブサイトの購入ページに表示される（正式名称と一致しない）呼称

③ウェブサイトの運営事業者の氏名又は名称

④貨物の販売者の氏名又は名称

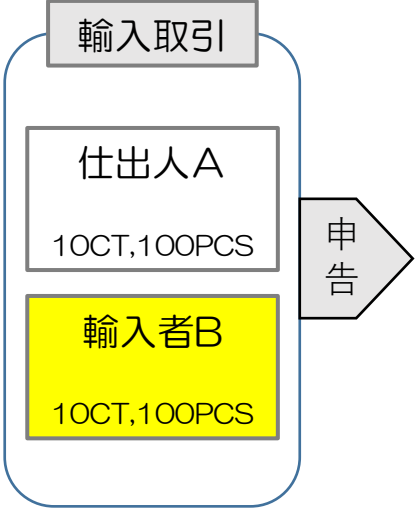
（問３－５）複数のプラットフォームに係る貨物を取りまとめて輸入申告する場合、「プラットフォームの名称等」はどのように申告すれば良いですか。

- 「通信販売貨物」は、販売者又はその委託を受けた仕出人により外国から日本国内に宛てて発送された貨物をいいます。
- 質問のような場合の仕出人は、購入者側の委託を受けて貨物を取りまとめ、日本に運送するものと考えられるため、当該貨物は「通信販売貨物」に該当せず、「プラットフォームの名称等」を申告する必要はありません。

R7.10以降 運送先のパターンによる申告項目等の例示

輸入申告時の申告項目（IDA入力項目）等 ➡ 黄色：「輸入者」欄 オレンジ色：「運送場所」欄 緑色：運送先一覧（MSX）で提出

No.	運送先	運送場所 識別	運送先一覧 の要否 (注)
①	未定 10CT,100PCS ※ 輸入申告時点の貨物の運送契約上、保税地域を含め運送先が定められていない場合 （本船扱いで本船取り卸し後の運送先が未定の場合等を含む）	N	不要
②	保税地域C 10CT,100PCS ※ 輸入申告時点の貨物の運送契約上、保税地域留めとなっている場合	T	不要
③	保税地域D 10CT,100PCS ➡ 輸入者B 10CT,100PCS ➡ 店舗E 10CT,100PCS	T	不要
④	保税地域F 10CT,100PCS ➡ 輸入者B 5CT,50PCS 倉庫G 5CT,50PCS ➡ 店舗H 5CT,50PCS	T	不要
⑤	保税地域I 10CT,100PCS ➡ 輸入者B 5CT,50PCS 倉庫J 5CT,50PCS ➡ 未定 5CT,50PCS ※ 運送先が「未定」となっている貨物について、輸入申告時点における 最終運送先は「倉庫J」であるため運送場所は「倉庫J」となる	T	不要
⑥	保税地域K 10CT,100PCS ➡ 輸入者B 10CT,100PCS	C	不要



注：運送先一覧には、緑色の運送先のほか、輸入者（黄色）及び運送場所（オレンジ色）を記載（IDAの申告項目と重複）しても差し支えない

R7.10以降 運送先のパターンによる申告項目等の例示

輸入申告時の申告項目（IDA入力項目）等 ➡ 黄色：「輸入者」欄 オレンジ色：「運送場所」欄 緑色：運送先一覧（MSX）で提出

No.	運送先		運送場所 識別	運送先一覧 の要否 (注)
⑦	保税地域L 10CT,100PCS	輸入者B 5CT,50PCS 未定 5CT,50PCS	C	不要
⑧	保税地域M 10CT,100PCS	輸入者B 5CT,50PCS 倉庫N 5CT,50PCS	M	要
⑨	保税地域Q 10CT,100PCS	輸入者B 4CT,40PCS 倉庫R 6CT,60PCS ※ 運送先が「未定」となっている貨物について、輸入申告時点における最終運送先は「倉庫R」であるため主たる運送場所は「倉庫R」となる	M	要

輸入取引

仕出人A
10CT,100PCS

輸入者B
10CT,100PCS

申告

注：運送先一覧には、緑色の運送先のほか、輸入者（黄色）及び運送場所（オレンジ色）を記載（IDAの申告項目と重複）しても差し支えない

「大麻取締法」及び「麻薬及び向精神薬取締法」の改正について

「大麻取締法」及び「麻薬及び向精神薬取締法」の改正法が、令和6年12月12日に施行されましたのでお知らせします。

今般の法改正の概要等については、以下のとおりとなりますので、対象品目を取扱っている皆様にあつては、改めてご確認いただきたくお願いします。

【法改正の概要】

- ・大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール）について、麻薬及び向精神薬取締法における麻薬の一つとして位置づけられることとなりました。
- ・CBD関連製品（CBD（カンナビジオール）、CBN（カンナビノール）又はCBG（カンナビゲロール）を含有する製品）中に微量に残留する可能性があるΔ9-THC（デルタ9テトラヒドロカンナビノール）に対して、製品の形状に応じて残留限度値が設けられました。
- ・令和6年12月12日以降、Δ9-THCの含有量が残留限度値を超えて検出されたものは、大麻由来の製品であるか否かにかかわらず麻薬として取り扱われることとなりました。

【税関手続き】

- ・CBD関連製品について、THC類が含有されていないこと（Δ9-THCについては、含有量が残留限度値以下であること）を税関に証明できない場合、輸入を行うことができません。所管省庁（麻薬取締部）による事前確認手続を案内する場合もございますのでご承知おきください。
- ・上記のとおり、麻薬として位置づけられることから、令和6年12月12日以降、大麻及びその製品を輸出入する際は、厚生労働大臣の「輸出許可書」又は「輸入許可書」を税関へ提出していただくこととなります。

法改正に関する詳細や所管省庁（麻薬取締部）による事前確認手続については、厚生労働省のホームページをご参照ください。

以下参考

CBD 関連製品の麻薬の非該当性確認について（麻薬取締部ホームページから一部抜粋）

麻薬取締部では、『CBD 関連製品の輸入を検討中であり、その製品が麻薬であるか否かの判断がつかねる方等』を対象に、通関前に確認（麻薬非該当性確認）を行います。この事前確認手続は、当該製品の輸入に際して必ず必要な法定事項ではありません。

CBD 関連製品とは、CBD（カンナビジオール）、CBN（カンナビノール）又はCBG（カンナビゲロール）を含有する製品を言います。

- ・CBD オイル等の CBD 関連製品の輸入を検討されている方へ（2024 年 12 月版）
- ・CBD オイル等の CBD 関連製品の区分及び具体例

※法改正の概要等

- ・CBD 関連製品中に微量に残留する可能性があるΔ9-THC（デルタ9テトラヒドロカンナビノール）に対して、製品の形状に応じて残留限度値が設けられました。
- ・令和6年12月12日以降、Δ9-THCの含有量が残留限度値を超えて検出されたものは、大麻由来の製品であるか否かにかかわらず麻薬として取り扱われます。

【参考：厚生労働省ホームページ】

令和6年12月12日に「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」の一部が施行されます。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
第3節 一般輸入通関			第3節 一般輸入通関		
(他法令による許可、承認等の確認)			(他法令による許可、承認等の確認)		
70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。			70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。		
(1)～(4) (省略)			(1)～(4) (同左)		
別表第1			別表第1		
法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)	(同左)	(同左)
ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(リ) (省略)	(省略)	(省略)	ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(リ) (同左)	(同左)	(同左)
(カ) <u>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律</u> (平成6年法律第113号)	(省略)	(1)及び(2) (省略) (3) 第31条第1項の規定により政府と売買契約を締結した者が米穀等を輸入する場合には、 <u>食料安定供給特別会計支出負担行為担当官及び契約担当官農林水産省農産局長(以下「農産局長(支出負担行為担当官等)」という。)</u> が通知した「 <u>見積合せ結果通知書</u> 」の写し、又は農産局長(支出負担行為担当官)を甲とし輸入者を乙とした「 <u>輸入米穀(等)の特別売買契約書</u> 」の写し (4) 第42条第5項において準用する第30条第2項の規定に	(カ) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 (平成6年法律第113号)	(同左)	(1)及び(2) (同左) (3) 第31条第1項の規定により政府と売買契約を締結した者が米穀等を輸入する場合には、 <u>農産局長(支出負担行為担当官)を甲とし輸入業者を乙とした「輸入米穀(等)の特別売買契約書」の写し</u> (4) 第42条第5項において準用する第30条第2項の規定に

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
		より政府の委託を受けた者が麦等を輸入する場合には、<u>農産局長（支出負担行為担当官）が通知した「落札決定通知書」の写し、又は農産局長（支出負担行為担当官）を甲とし受託者を乙とした「輸入麦（等）買入委託契約書」の写し</u> (5) 第43条第1項の規定により政府と売買契約を締結した者が麦等を輸入する場合には、<u>農産局長（支出負担行為担当官等）が通知した「見積合せ結果通知書」の写し、又は農産局長（支出負担行為担当官）を甲とし輸入者を乙とした「輸入麦（等）の特別売買契約書」の写し</u> (6)（省略）			より政府の委託を受けた者が麦等を輸入する場合には、<u>農産局長（支出負担行為担当官）を甲とし受託者を乙とした「輸入麦（等）買入委託契約書」の写し</u> (5) 第43条第1項の規定により政府と売買契約を締結した者が麦等を輸入する場合には、<u>農産局長（支出負担行為担当官）を甲とし輸入業者を乙とした「輸入麦（等）の特別売買契約書」の写し</u> (6)（同左）
(ヨ)～(ウ)（省略）	（省略）	（省略）	(ヨ)～(ウ)（同左）	（同左）	（同左）
別表第2（省略）			別表第2（同左）		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第4章 保税地域	第4章 保税地域
第3節 保税蔵置場	第3節 保税蔵置場
（外国貨物を置くことの承認の申請手続） 43の3-2 法第43条の3第1項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この節において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。 (1)及び(2) （省略） (3) 令第36条の3第8項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記70-3-1の別表第1又は別表第2の第1欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第3欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。 イ～ハ （省略） ニ 削除 ホ～ナ （省略）	（外国貨物を置くことの承認の申請手続） 43の3-2 法第43条の3第1項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この節において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。 (1)及び(2) （同左） (3) 令第36条の3第8項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記70-3-1の別表第1又は別表第2の第1欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第3欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。 イ～ハ （同左） ニ 大麻取締法（昭和23年法律第124号） ホ～ナ （同左）
第6章 通 関	第6章 通 関
第1節の2 輸出申告の特例	第1節の2 輸出申告の特例
（他法令による許可、承認等の確認） 70-1-1 輸出貨物についての法第70条第1項及び第2項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。 (1)～(4) （省略）	（他法令による許可、承認等の確認） 70-1-1 輸出貨物についての法第70条第1項及び第2項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。 (1)～(4) （同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
別表第 1			別表第 1		
法 令 名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法 令 名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ．（省略）	（省略）	（省略）	イ．（同左）	（同左）	（同左）
ロ．輸出の制限、 禁止関係 （イ）～（ニ）（省略）	（省略）	（省略）	ロ．輸出の制限、 禁止関係 （イ）～（ニ）（同左）	（同左）	（同左）
（削除）	（削除）	（削除）	（ホ）大麻取締法 （昭和 23 年法律第 124 号）	第 4 条《禁止行為及び許可》	同法第 4 条の規定により厚生労働大臣が発行した輸出許可書又はその写し
（ホ）～（チ）（省略）	（省略）	（省略）	（ハ）～（リ）（同左）	（同左）	（同左）
ハ．（省略）	（省略）	（省略）	ハ．（同左）	（同左）	（同左）
別表第 2 （省略）			別表第 2 （同左）		
第 3 節 一般輸入通関			第 3 節 一般輸入通関		
（他法令による許可、承認等の確認） 70－3－1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。 （1）～（4）（省略）			（他法令による許可、承認等の確認） 70－3－1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。 （1）～（4）（同左）		
別表第 1			別表第 1		
法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ．（省略）	（省略）	（省略）	イ．（同左）	（同左）	（同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
ロ．輸入制限、禁止関係 (イ)～(ハ)（省略）	（省略）	（省略）	ロ．輸入制限、禁止関係 (イ)～(ハ)（同左）	（同左）	（同左）
(ニ) 削除	（削除）	（削除）	(ニ) 大麻取締法 （昭和23年法律 第124号）	第 4 条《輸入等の禁止》	第 4 条の規定により厚生労働大臣が交付する「大麻輸入許可書」又はその写し
(ホ)～(ウ)（省略）	（省略）	（省略）	(ホ)～(ウ)（同左）	（同左）	（同左）
別表第 2 （省略）			別表第 2 （同左）		